

前回（12/20）の建築基準制度部会後にいただいた委員からの意見

1. 既存建築ストックの有効活用を促進する規制等の合理化に関すること

- 小規模社会福祉施設での防火対策が懸案となっている今日、防火・避難安全面に対する配慮として、自力避難困難者の多数いる施設に関しては、避難時間の長短ではなく垂直避難の困難さを考慮した追加の防火措置が重要と考えられる。

2. 木造建築を巡る多様なニーズへの対応に関すること

- 消防機関が現実に対処する範囲は、建築基準法の扱う「通常予想される火災」の範囲を超えたもっと大きな範囲の火災リスクであることを理解した上で検討を行うことが必要。
- 想定外の通報遅れや到着遅れなどが生じた場合で既に火災が当初の耐火性能時間内で消火できないほど大きくなっている状況などが懸念されることから、十分な余裕を見込む必要があるとともに、計算によって得られる時間内で必ず火災が終了することを保証するものでないことを周知徹底すべき。
- 防耐火性能の要件として、消防活動の安全性や屋内進入を最低限保証するような消防活動拠点空間の確保やそこへの連結送水管の設置などの定性的な要素についても要求水準を示すべき。
- 4階以上の木造建物を準耐火構造でも可能とするに際して、消火の措置を見込む性能を設定し建築基準法に取り入れるにあたっては、消防機関をはじめとして国の消防庁とも協議を尽くすとともに、消防活動安全性については消防からの意見を十分反映して慎重に進める必要がある。